

『悪質商法から自分を、家族を守ろう！』

～消費者被害にあわないために～

国民生活センターによると、年々悪質・巧妙化する悪質商法の被害総額は約450億円にもなり、商品やサービスの契約に関するトラブルの相談が、年間92万件以上を数えます。

自分は大丈夫！というあなたも、最新の手口や対応策を聞き、悪質商法による被害を未然に防止するための知識・方法を学びませんか？

日時	会場	内容
12月14日(木) 10:00～11:30	広島市東雲老人福祉センター (南区東雲3-16-32)	悪質商法による被害の未然防止について ※どの会場も内容は同じです。
12月14日(木) 14:00～15:30	広島市宇品老人いこいの家 (南区宇品御幸4-12-13)	

対象者

概ね60歳以上方

定員

20名(定員になり次第締切らせていただきます)

申込締切

12月11日(月)

参加費

無料

講師

橋本 明子 氏(公益社団法人 広島消費者協会)

お問い合わせ

社会福祉法人 広島市南区社会福祉協議会 082-251-0525



..... 申込書

⇒お申し込みは電話またはFAXで受け付けています(火曜日は休館日です)

※申込は各会場へご連絡ください。

①広島市東雲老人福祉センター

②広島市宇品老人いこいの家

Tel・Fax082-286-7655

Tel・Fax082-254-9177

参加する会場	お名前	ご連絡先

※本講座にお申込みいただきました、個人情報講座以外に使用することはありません。